

第10回定時株主総会招集ご通知に関するの インターネット開示事項

業務の適正を確保する体制

上記体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個別注記表

(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

ファーストコーポレーション株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://1st-corp.com/ir/shareholder.html>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保する体制

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の概要は以下のとおりです。

当社は、以下の体制の下で会社業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに会社を取り巻く環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図ることとする。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
- ②取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に付議された議案が充分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。
- ③代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議及び社内規程等に従い業務を執行する。また、代表取締役直轄に内部監査部門を設置し、業務遂行状況の監視体制を図る。
- ④役職員が職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業行動規則のほか、コンプライアンス規程及びコンプライアンスガイドラインを制定する。コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス違反を未然に防ぐため、会社内部及び外部に通報窓口を設ける。コンプライアンス・リスク管理委員会は、四半期毎にその構成委員による会議を招集し、コンプライアンス遵守の状況の確認と啓蒙活動を行う。
- ⑤役職員に対して、コンプライアンスガイドラインを配布し、また、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。特に、独占禁止法の遵守については、遵守のための確認・監視等の体制を整備するとともに行動規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保する。
- ⑥役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要に応じて講習を実施する。
- ⑦反社会的勢力対策規程に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程ほか社内規程等に則り作成、保存、管理する。
- ②情報の不正使用及び漏洩の防止のための手順を定め、情報セキュリティ施策を推進する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社のリスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
- ②コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。(大規模事故・災害・不祥事の発生時における緊急対策本部の設置等)
- ③コンプライアンス・リスク管理委員会の運営を司る部門として、総務人事部内にコンプライアンス・リスク管理委員会事務局を設置する。
- ④リスク管理規程に基づき各部門に働き掛けし、各部門において継続的にリスクを監視する。
- ⑤内部監査部門は、監査役と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。
- ⑥会社が発生した、または発生する恐れのあるリスクを発見した役職員が直接コンプライアンス・リスク管理委員会に連絡できるリスク情報受入窓口を設ける。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ②取締役会は、当社の全取締役及び使用人が共有する目標とする経営方針、経営戦略及び経営計画等を定め、各本部・部・室・グループ別の業績目標を設定し、代表取締役、取締役及び執行役員がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
- ③取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助するため、スタッフを配置する。当該使用人の選出は監査役会において決定する。
- ② 監査役担当のスタッフは、監査役の指示に従いその職務を行う。
- ③ 監査役担当のスタッフの人事考課については、常勤監査役の報告を受けて行う。
- ④ 監査役担当のスタッフの異動については、常勤監査役の意見を聴取して行う。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。
- ② 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、または通報を受けたときは、速やかに監査役に報告する。
- ④ 監査役に報告した者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いはしないものとする。

(7) 当社の監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役会から独自に外部専門家（弁護士・公認会計士等）を顧問とすることを求められた場合、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 監査役職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、予算を設ける。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ③ 内部監査部門は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査役との相互連携を図る。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 内部統制システム構築の基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ② 財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおける統制を図るものとする。
- ③ 取締役会は、財務報告に係る内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況を評価し改善するものとする。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- ② 総務人事部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- ③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

上記体制の運用状況

(1) コンプライアンス・リスク管理

インサイダー取引管理規程を制定し全役職員を対象としたインサイダー研修を定期的を開催するほか、コンプライアンス・リスク管理委員会を四半期毎に開催してコンプライアンスの状況の確認及び啓蒙活動を行い、また定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。

反社会的勢力の排除については、事前確認の徹底及び暴力団排除条項を盛り込んだ契約の締結等により、一切の関係を遮断しております。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会にてリスク情報の確認及び情報共有を行い、リスクマネジメントの推進を図っております。

(2) 内部統制の評価

各業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、業務プロセス3点セット（業務フロー・業務記述書・リスクと統制の対応）及び財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画書に基づき、金融商品取引法に基づく全社的な内部統制・IT全般統制・決算財務プロセス及びその他の主要な業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況を評価し、有効性の評価を実施しております。

(3) 内部監査

内部監査計画書に基づき、本社内全部門、支店及び全作業所について、コンプライアンス・分掌業務・予算統制・労務管理等の項目を対象に内部監査を実施いたしました。内部監査結果は社長及び被監査部門長に報告し必要に応じて改善指示を行い、以降の業務執行に反映しております。また、内部監査は監査役と連携して実施し、情報を共有し業務の効率化に向けた活動を実施しております。

(4) 社外監査役への情報提供の充実

常勤監査役（社外監査役）は、代表取締役と四半期毎に会合を持ち、意見交換及び情報共有を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人と四半期毎に会合を持ち、意見交換及び情報共有を行っております。また、常勤監査役が得た情報等は、適宜監査役会及び他の社外監査役に提供され、社外監査役への情報提供の充実が図られております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年6月1日
至 2021年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	728,769	687,430	687,430	4,922,583	4,922,583	△260,779	6,078,004	6,620	6,084,624
当期変動額									
剰余金の配当				△267,170	△267,170		△267,170		△267,170
当期純利益				1,125,310	1,125,310		1,125,310		1,125,310
自己株式の 取得						△676,442	△676,442		△676,442
自己株式の 処分						15,784	15,784		15,784
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)								—	—
当期変動額合計	—	—	—	858,140	858,140	△660,658	197,482	—	197,482
当期末残高	728,769	687,430	687,430	5,780,723	5,780,723	△921,437	6,275,486	6,620	6,282,106

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価の方法

子会社株式及び関連会社 . . . 移動平均法による原価法
株式

その他有価証券・時価の . . . 移動平均法による原価法
ないもの

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 . . . 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げ
の方法)

仕掛販売用不動産 . . . 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げ
の方法)

未成工事支出金 . . . 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げ
の方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～24年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 5～20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) . . . 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア (自社利用分) 5年 (社内における利用可能期間)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

契約期間等にわたり均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

- 賞与引当金 . . . 従業員に対し支給する賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- 完成工事補償引当金 . . . 完成工事の補償工事に係る費用を補填するため、過去の補償工事の実績等を基準として算定した将来の負担見込額を計上しております。
- アフターコスト引当金 . . . 当事業年度末までに販売した不動産に係る費用を補填するため、合理的に見積ることができる場合に個別物件に係る必要額を計上しております。
- 役員株式給付引当金 . . . 役員株式給付規程に基づく取締役（社外取締役は除く。）への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付引当金 . . . 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 株式給付引当金 . . . 株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りに関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りに関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

工事進行基準による収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

工事進行基準による完成工事高 5,772,006千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

工事進行基準の適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び事業年度末における工事進捗度を合理的に見積る必要があります。工事原価総額の見積りは当初は実行予算によって行います。実行予算作成時には、将来の気象条件や作成時点で入手可能な情報に基づいた施工条件や資材機材価格について仮定を設定し、作業効率等を勘案して工種別に詳細に積み上げることによって工事原価総額を見積ります。工事着工後は作業所において実際の発生原価と対比して適時・適切に工事原価総額の見直しを行っております。

②翌年度の計算書類に与える影響

工事原価総額の見積りにつきましては、契約内容の変更等、当事業年度までに判明している事象や把握している情報を反映し、見積りを実施しております。しかしながら、想定外の事象が発生した場合には工事原価総額が変動し、当事業年度末までに計上した進捗部分に係る変動額が翌事業年度の計算書類に影響する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

販売用不動産 910,135千円

仕掛販売用不動産 3,953,588千円

合計 4,863,724千円

担保資産に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金 930,000千円

長期借入金 2,810,000千円

合計 3,740,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 31,846千円

3. 保証債務

下記の得意先の分譲マンション販売に係る手付金等受領額に対して、信用保証会社へ保証を行っております。

大和地所レジデンス株式会社 206,840千円

(損益計算書に関する注記)

研究開発費の総額 131,001千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	13,358,540	—	—	13,358,540

2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	331,031	1,000,000	22,900	1,308,131

- (注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式が、それぞれ331,000株、308,100株含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加1,000,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。
3. 自己株式の株式数の減少22,900株は、「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「役員株式給付信託 (BBT)」の給付によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年 7月10日 取締役会	普通株式	267,170	20.00	2020年 5月31日	2020年 8月27日	利益 剰余金

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「役員株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金6,620千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年 7月9日 取締役会	普通株式	469,623	38.00	2021年 5月31日	2021年 8月27日	利益 剰余金

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「役員株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金11,707千円が含まれております。

4. 当事業年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 10,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	21,906 千円
賞与引当金	1,004
法定福利費	2,869
役員株式給付引当金	5,621
完成工事補償引当金	12,303
アフターコスト引当金	16,790
新株予約権	2,027
退職給付引当金	22,298
株式給付引当金	16,148
敷金償却	6,824
その他	20,403
繰延税金資産 小計	128,196
評価性引当額	△6,824
繰延税金資産 合計	121,372
繰延税金負債	
株式給付信託口費用	2,574
繰延税金負債 合計	2,574
繰延税金資産の純額	118,797

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの与信管理と期日管理、残高管理を行っております。なお、回収期日は1年以内となっております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は1年以内の支払期日としております。営業債務及びリース債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理をしております。

長期借入金については、ほとんどが金利の変動リスクに晒されております。また、当該資金調達に係る流動性リスクに関しては、定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,276,416	4,276,416	—
(2) 売掛金	607,467	607,467	—
(3) 完成工事未収入金	4,349,025	4,349,025	—
資産計	9,232,909	9,232,909	—
(1) 支払手形	2,565,223	2,565,223	—
(2) 工事未払金	2,471,088	2,471,088	—
(3) 未払金	507,311	507,311	—
(4) 未払法人税等	372,769	372,769	—
(5) 預り保証金	110,324	110,324	—
(6) 長期借入金	4,605,000	4,603,104	△1,895
負債計	10,631,717	10,629,822	△1,895

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 完成工事未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債 (1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 預り保証金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した債務毎に、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
投資有価証券	33
関係会社株式	39,000
出資金	30
ゴルフ会員権	19,629

※市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、ゴルフ会員権は、貸借対照表上、「投資その他の資産」の「その他」に含まれております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 520円77銭

1 株当たり当期純利益金額 90円19銭

(注) 当社の「株式給付信託 (J-ESOP)」及び「役員株式給付信託 (BBT)」において株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度末308,100株、期中平均株式数315,437株)。